

鹿児島県立加治木特別支援学校 いじめ防止基本方針

標 教職員一人一人が児童生徒の命や人権を守り、人権教育の推進を通していじめを生まない環境づくりに取り組み、児童生徒が安心して生活を送れる学校を目指す。

【いじめ防止対策委員会】

容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 年間を通じた取組等について検討 ○ 年間の活動の総括・検証、次年度の計画の作成
構	<ul style="list-style-type: none"> ○ 校長 ○ 教頭 ○ 事務長 ○ 各学部生徒指導主任 ○ 各学部主事 ○ 養護教諭 ● 必要に応じて担任等関係者、外部専門家（SC、SSW等） ※ 学校関係者評価委員会（学校活性化委員会）への報告及び助言
役割	<ul style="list-style-type: none"> ① 学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証の中核、研修の企画・実施 ② いじめの相談・通報の窓口（いじめの疑いに関する情報や、児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有、及び環境整備） ③ いじめの疑いに係る情報があったときには緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の確認、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者や南九州病院との連携といった対応を組織的に実施するための中核

保護者との連携
・ 学級・学部 PTA、PTA 総会の活用

南九州病院、医療・福祉等利用施設との連携

学校の取組
【未然防止】

(1) お互いを認め合い、支え合うきずな作り
(教育活動全般)

(2) 「いじめ問題を考える週間」(4月、9月)
・ いじめ問題に関する授業を全学級において実施し、児童生徒に以下の内容が必ず伝わるように指導する。
“いじめは絶対に許されない行為であること”
“教師はいじめられた子どもを守ること”
“絶対に自ら命を絶ってはならないこと”

(3) 人権同和教育、道徳教育との連携、情報モラル教育の充実

(4) 児童生徒による主体的な活動の取組の検討
(児童生徒会活動において呼び掛け放送 等)

【早期発見】

(1) 学校評価を含むアンケートの実施(いじめに関するもののほか携帯電話やネットに関するものも含む。)

(2) いじめ問題を考える週間や人権週間をはじめ、必要に応じて個別の面談や教育相談を随時行い、問題行動を見逃さないようにする。

【対応】

(1) いじめ対応マニュアルに則り、適切なケア及び指導を行う。

(2) スクールカウンセラー等の活用

県教委との連携

- ・ 指導主事の招へい及び助言
- ・ いじめ問題対応チームの派遣及び助言(スクールカウンセラー等)
- ・ 研修等への講師招へい
- ・ 始良・伊佐教育事務所との連携

関係機関との連携

- ・ 警察
- ・ 児童相談所
- ・ 法務局
- ・ 各市保健福祉部等
- ・ 県 PTA 連合会 他